

社会福祉法人伊賀昴会後援会プレアデス会規約

第1条 目的

ライフステージに対応した多様な社会福祉サービス（若しくは事業）を展開する社会福祉法人伊賀昴会を経済的に支援し、啓蒙活動を行う。

第2条 名称

この会は「社会福祉法人伊賀昴会後援会プレアデス会」と称する。（以下、プレアデス会とする。）

第3条 所在地

プレアデス会の事務局をプレアデス会会長自宅に置く。

第4条 運営の原則

プレアデス会は社会福祉サービスを実施する社会福祉法人伊賀昴会の運営を確実にかつ効率的にサポートするとともに、その透明性を確保しなければならない。

第5条 役員および任期

プレアデス会は次に掲げる役員を置き、各役員の兼務については禁止するものとする。

会長 1名

副会長 2名

監事 2名

(2) 役員は総会において選出され、出席会員の過半数の賛同をもって承認されるものとする。

(3) 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任任期とする。

(4) 役員の報酬は無給とする。ただし、旅費については社会福祉法人伊賀昴会の旅費規程に従うものとする。

(5) 役員の職務は次のとおり。

会長 プレアデス会を代表する。

副会長 会長を補佐する。（総務・会計）

監事 運営が適正且つ公正に行なわれていることを確認し、総会に報告する。

(6) 必要な事務量に応じて、若干の事務局員を配置することができる。

第6条 総会及び役員会

- 会長は年度に1回以上会員を招集して、総会を開催しなくてはならない。
- (2) 会長は必要に応じて役員を召集し、役員会を開催しなくてはならない。
- (3) 会長は役員会から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から1ヶ月以内に会員を招集して総会を開催しなくてはならない。
- (4) 総会においては、次に掲げる事項は1年度につき1回は審議・決定・報告しなくてはならない。
- i 役員を選出
 - ii 事業計画の進捗状況の確認及び審議・承認
 - iii 会計報告
 - iv 監査結果報告
- (5) 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、他の会員または役員に委任を申し出た会員については、出席とみなす。
- (6) 総会は議長をおき、都度選任する。
- (7) 総会において選任した会員2名は総会の議事について議事の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなくてはならない。

第7条 会員および会費

会員は個人・団体をもって構成し、または個人会員・団体会員、定期会員のいずれかを選択する事ができるものとする。

- (2) 会費
- ・個人会員は一口千円、年単位とし、上限を定めない。
 - ・団体会員は一口一万円、年単位とし、上限を定めない。
 - ・定期会員は1口5千円、月額単位とし、上限は定めない。
 - ・会員および非会員の随時の寄付行為については上限、下限を定めない。
 - ・物品による寄付の場合は、時価に換算して会計処理を行うこととする。
- (3) 会員は、会計諸帳簿を閲覧することができる。
- (4) 会員は、会議に付議すべき事項を役員会に書面にて提出することができる。
- (5) 会員は、社会福祉法人伊賀昴会が設置する「苦情解決システム」を準用し、プレアデス会に苦情を申し立てることができる。

第8条 会費の管理および使途

プレアデス会の会費は、プレアデス会総会の定める方法により、会長がこれを管理する。

- (2) 会費の使途については、社会福祉法人伊賀昂会に対する寄付及びプレアデス会事務に必要な経費とする。
- (3) 生活困窮者に対して貸付を行うことができる。役員会において貸付金額・返済期間等を決定することとする。

第9条 会計

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

- (2) 会計処理については、社会福祉法人伊賀昂会経理規定を準用する。
- (3) 予算は毎会計年度開始前に役員会にて編成し、総会の承認を得なければならない。
- (4) 決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。
- (5) 副会長は、次に掲げる帳簿を整備しなくてはならない。
 - i 会員名簿
 - ii 事業計画書
 - iii 事業報告書
 - iv 予算・決算書
- (6) 決算上繰越金が生じたときは、プレアデス会事務に必要な経費を除き全額を社会福祉法人伊賀昂会に寄附するものとする。→削除

第10条 収益事業

プレアデス会は、収益事業を行なうことができる。収益がでた場合は、プレアデス会の収入にあてるものとする。

第11条 情報公開

会長は予算、決算、および事業報告書等必要な情報を定期的に広告しなくてはならない。

附則 この規約は平成23年4月1日より施行する。

附則 この規約は平成24年6月1日より施行する。